

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (外来生物法)の一部を改正する法律について


法律の概要

外来生物による我が国の生態系等の被害を防止するため、特定外来生物の飼養、運搬、輸入等を規制するとともに、国等が防除等の措置を講ずるもの。

改正の必要性




現行法では、「外来生物」とは本来の生息地を海外に有するものと定義されていることから、異なる特定外来生物を人為的に交雑させて生じた生物や、特定外来生物と在来種が交雑して生じた生物はこれに該当しないため、規制対象にできない。




ストライプバス
(特定外来生物)

×




ホワイトバス
(特定外来生物)

×




ニホンザル
(在来種)


×



アカゲザル
(特定外来生物)



交雑により生じた生物
(通称: サンシャインバス)



交雑により生じた生物

現行法では、特定外来生物の放出が禁止されているため、特定外来生物の個体に発信器を取り付けて野生下で行動調査を実施するなどの防除手法の開発を目的とした学術研究が実施できない。

輸入物資に特定外来生物が付着・混入している場合に、輸入者に消毒等の必要な対処を求める規定がない。



改正内容

- (1) 外来生物の定義を改め、特定外来生物が交雑して生じた生物についても特定外来生物に指定できることとする。
- (2) 防除の推進に資する学術研究のための特定外来生物の放出については、環境大臣等が許可できることとする。
- (3) 輸入物資に付着・混入している特定外来生物の消毒方法の基準を定めるとともに、環境大臣等が輸入者に対し消毒等の措置を命令できることとする。
公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する。



我が国の野生生物の保護と管理の一層の推進